

(様式第4号)

上田市林業振興協議会 会議概要

1 審議会名	上田市林業振興協議会
2 日時	平成31年2月1日 午後2時から午後4時まで
3 会場	上田市森林センター 2階 会議室
4 出席者	廣川委員、大久保委員、倉沢委員、鈴木委員、永井委員、中嶋委員、渋沢委員、赤堀委員、芦田委員、小山田(八)委員、金山委員、田島委員、中村委員、保母委員、塚原委員、都筑委員、上田地域振興局林務課千村課長補佐
5 市側出席者	中澤農林部長、高見澤森林整備課長、茅野森林整備担当係長、小澤林業振興担当係長、鈴木林業振興担当主査、宮下森林整備担当主事、池田森林整備担当主事、田中地域林政アドバイザー
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	平成31年2月4日

協 議 事 項 等

1 開 会 (茅野森林整備担当係長)
2 あいさつ (中澤農林部長)
3 新任委員紹介
4 議 事
(1) 協議事項
上田市森林整備計画の策定について
以下質疑
(委 員) 林業就労者住宅について、どういう地区に何箇所あるのか、実際どれくらい入居者がいるのか。
(事務局) 旧真田町傍陽地区に4棟ある。林業事業者等にPRしており、現在1名が入居している。
(委 員) 1箇所に4棟の必要があったのか。できるだけ散らばってあればいいと思う。建物は一戸建てか。今後の整備予定はあるのか。
(事務局) 合併前の真田町で建設したという経過があるので、今のところこちらの1箇所だけである。1DKの平屋一戸建てが4棟ある。予算を計上していないこともあり、整備の予定はない。
(委 員) P8の2-(2)-③「地域ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法等について」での豊殿地区は具体的にどのあたりか。東山と豊殿は離れているが。
(事務局) 東山地区と豊殿地区は位置的には離れているが、山の状態が似ているということで前計画でも一緒にまとめている。今後は別々に処理をしていきたい。文面については事務局にお任せいただきたい。
(委 員) 薪ストーブの利用を促進してもらいたい。煙の問題等で苦情もある。市でも自然のものを使っているという理解を深める啓発を行って欲しい。
(事務局) 薪・ペレットストーブの個人での導入については補助金があり、平成29年度は各21台・3台の補助を行った。煙等の被害は平成29年度に洗濯物等に臭いが付くという苦情が市に1件寄せられた。その対応として、補助金を利用した方々に薪ストーブの適正利用に関する啓発文書の郵送や、誓約書の提出をお願いするようにしている。
(委 員) P7(3)地域の課題にある松くい虫についての対策はあるのか。また、現行の森林経営計画は今回の上田市の計画に沿った形で変更する必要があるのか
(事務局) 松くい虫対策については、P41の2-1-(1)「松くい虫の被害防止」に基づいて進めたいと考えている。森林経営計画については、今樹立しているものはそのまま継続して、

5年経過した段階で継続する場合には再度上田市森林整備計画に沿った形で作成してもらう。

(委員) 松くい虫の関係はどれも大変だと思うが、地域とうまく連携しながら効果が上がるようにしてほしい。住民からもそういう意見が聞こえてくる。大変な量だと思うがよろしくお願ひしたい。

(事務局) 今回の計画は多岐にわたっており、松くい虫については松くい虫防除対策協議会を立ち上げており、3月に次年度に向けての活動指針を協議していただく予定。松くい虫に特化した要綱等を作って慎重にご審議いただいているので、そちらも参考にいただけると大変ありがたい。

(委員) CO₂削減の観点から木質バイオマスについて関心があるが、現在の状況を教えてほしい。

(講師) 長野県は2箇所計画がある。この地域が一番関連するのは東御市羽毛山の清水建設の子会社信州ウッドパワー。年間3万トン活用する計画で経済産業省のFITの認定も受け着工されている。来年の5月頃売電を始めるので、本年の秋くらいから未利用材、松くい虫被害材を徐々に集めだす。上小、佐久地域を管轄し、森林経営計画で適正に伐採されたものに特化してやっていく。もう一件は塩尻市の信州F-POWERプロジェクト。使用量も多く、全県が対象エリア。長野県内では45万m³位木材生産があるが、利用されずに山に捨てられている木材や、木材として利用できない松くい虫の被害材も活用できるようになる。特に信州ウッドパワーはそれを積極的に活用していこうという取組み。県、市町村、森林組合等と連携しながら有効活用し、CO₂削減、地域の森林再生に向けてやっていきたい。

(委員) 天然更新の具体的な方法を教えてほしい。P16に対象樹種があるが、伐採した後にこういった木を植林するのかあるいは自然に生えたものか。

(事務局) 対象樹種は天然更新に該当する樹種。自然に生えてくるのが天然更新だが、対象樹種にないものは認められないということ

(委員) 皆伐後の再造林はどちらで届けてもいいのか。

(講師) 申請は普通林で人工造林によらなければならないと定めたところ以外はどちらでもよい。また、保安林で植栽樹種が指定されている場合はその樹種を植栽しなければならないし、天然更新でも5年以内に更新されない場合は植栽しなければならない。

P19「植栽によらなければならない確な更新が困難な森林の所在」にあるように全森林のうち現在人工林のところは基本的には植栽しなければならない。ただし備考欄にあるようにアカマツ、ナラ類、クヌギ類等の天然更新が出来そうな所やすでに優良下層木が生えていてそれを切らない場合は植栽しなくてもよい。現場をすべて見る事は出来ないが、申請の段階で天然更新のもので造林未済地も結構見受けられるので、しっかりと見ていかなければならないと思っている。

(事務局) 天然更新については伐採者が5年後に状況報告書を出すことになっているので確認を行いたい。

(委員) 伐採したままにしておく自然災害で崩れたりすることも心配されるので、しっかりチェックしていただくということで承知した。

(委員) 10年や5年の計画の予算はどのように決めて実施していくのか。どういった規模でやるのか流れを教えてください。

(事務局) 今回策定する10年間の市町村森林整備計画に適合する形で、5年間の森林経営計画を県、市町村、林業事業体等が作成し施業を行う。10年間の市町村森林整備計画は個人の伐採や森林経営計画を策定する際の指標となるものであるため、実際の施業計画を定めているものではない。

(2) その他

新たな森林管理システムと森林環境譲与税（仮称）の導入について

5 閉会（茅野森林整備担当係長）

以上